

【新設】(仮想通貨信用取引及びデリバティブ取引に係る契約に基づいて取得される仮想通貨の取得価額)

2-3-63 法第 61 条第 9 項《短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益》又は法第 61 条の 5 第 3 項《デリバティブ取引に係る契約に基づき金銭以外の資産を取得した場合における益金算入等》の規定の適用がある場合において、その取得した仮想通貨の取得価額は、令第 118 条の 5 第 2 号《短期売買商品等の取得価額》の規定に基づき、当該取得の時におけるその仮想通貨の取得のために通常要する価額（当該仮想通貨の取得の時ににおける価額にいわゆる受渡決済に伴って新たに支出する委託手数料その他の費用の額を加算した金額をいう。）となることに留意する。

【解説】

- 1 仮想通貨信用取引又はデリバティブ取引に係る契約に基づいて仮想通貨を取得した場合には、その取得の対価として支払った金額と時価との差額を益金の額又は損金の額に算入することとされているが（法 61⑨、61 の 5 ③）、このような形態による仮想通貨の取得価額は、仮想通貨の取得価額に関する規定に基づき、その取得の時ににおいて取得のために通常要する価額を付すこととなる（法令 118 の 5 二）。
- 2 したがって、その取得の時における時価評価金額（時価法による時価）だけでなく、その受渡決済に伴い新たに支出する委託手数料などの費用がある場合には、これらの費用の額も仮想通貨の取得価額に含めなければならないこととなる。本通達では、このことを明らかにしている。
- 3 なお、連結納税制度においても同様の取扱い（連基通 2-3-59）を定めている。